

諮問番号：諮問第 27 号

答申番号：答申第 27 号

答申書

第 1 審査会の結論

福岡県博多県税事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った福岡県税条例（昭和 25 年福岡県条例第 36 号。以下「条例」という。）第 20 条の 14 第 2 項の規定に基づく個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）の賦課処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求める。その理由を要約すると以下のとおり。

- (1) 本件処分は地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 72 条の 49 の 12 の規定に違反しており、審査請求人は、本件処分により損失の繰越控除ができず、利益を侵害されている。
- (2) 審査請求人は、自己の責任において、賃貸していた倉庫を譲渡して、新たな賃貸マンションの建設の資金に充てたものであり、実質的に事業的規模に該当すると考える。
- (3) 「不動産貸付業及び駐車場業に対する個人事業税の取扱いについて」（昭和 58 年 5 月 16 日 58 税第 166 号。以下「県通達」という。）で定められた事業的規模の認定基準の運用では、毎年、建物の貸付けに係る収入が 1,000 万円以上になるまでは不動産貸付業に当たらないことになる。
- (4) 国の行政機関（博多税務署）では、不動産所得が事業的規模のものであるとして、除却損及び取壊費用を平成 25 年分の不動産所得の必要経費に認めている。また、その平成 25 年分の欠損金を、翌年以降繰越控除することを認めている。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令の規定に沿って適正に行われたものであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、本件処分が、法令の規定に沿って行われ、違法又は不当な点はないか、特に個人の事業の所得計算において損失の繰越控除を認めなかったことが妥当かどうかということにある。

- (1) 本件処分における税額の算定については、法第72条の49の12第1項、第72条の49の14、条例第20条の19の4等の規定に沿った取扱いであり、その算定過程に誤りはない。
- (2) 処分庁が、審査請求人の平成25年の事業について、1年間の収入が1,000万円未満であることをもって事業的規模に該当しないとの判断をしたことを違法又は不当ということとはできない。
- (3) 本件においては、平成25年の審査請求人の不動産貸付けが課税対象かどうかの判断は、法令及び通知に沿って適正に行われていると認められるため、所得税の取扱いに準ずるべきである旨の審査請求人の主張を採用することはできない。
- (4) そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成29年6月26日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年7月25日、同年8月22日及び同年9月19日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

個人事業税の納税義務者については、法第72条の2第3項に規定されており、同項において課税の対象とされている事業である第一種事業として、同条第8項第4号に不動産貸付業が挙げられている。課税の対象となる不動産貸付業の認定基準については、「地

方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日総都税第 16 号総務大臣通知。以下「取扱通知」という。）に規定があるが、取扱通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 に規定される技術的助言であるとされており、各都道府県には裁量の余地があるものと解される。そこで、各都道府県においては、取扱通知の規定に基づき、通達等で詳細を定めており、本県では、県通達において貸し付けている住宅の戸数等の形式的基準に加えて、実質的基準として建物の貸付けによる収入金額が年額 1,000 万円以上という基準が設けられている。

審査請求人の平成 27 年分の不動産貸付けについては、県通達の定める基準に合致し、個人事業税の対象となる不動産貸付業に該当する。その上でなされた税額の算定については、法令等の規定に沿った取扱いであり、誤りはない。

本件審査請求における実質的な争点は、審査請求人の平成 25 年の損失を平成 27 年の所得から控除すべきか否かという点にあるが、個人事業税は上記基準により認定された事業に対して課されるものであるところ、平成 25 年においては、当初のみならず更正後においても、本県における不動産貸付業の形式的基準にも実質的基準にも合致せず、実質的に判断しても個人事業税の対象としての事業とは認定できないため、課税の対象とならず、よって損失についても当然に控除の対象とはならないものである。

なお、審査請求人は、事業の認定において、所得税と個人事業税の取扱いが異なるのはおかしい旨主張しているが、所得税と個人事業税についてはそれぞれの税に係る法令、通知等の規定が異なっており、全て同様に取り扱うべきものではない。また、審査請求人が事業の認定の根拠として主張する法第 72 条の 49 の 12 の規定については、当該事業が個人事業税の対象となるものであることが認定された後に、税額の計算を行うための方法について定められた規定であり、再反論書において審査請求人が引用した同条の部分は、総収入から必要経費を控除して、課税標準の基礎となる所得を算出する方法について規定した部分であって、事業の認定に係る規定ではないため、審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないというべきである。

福岡県行政不服審査会 第2部会

会 長 木 佐 茂 男

委 員 倉 員 央 幸

委 員 藤 本 美佐子